

元町仲通り地区街づくり協定

策定・運用 商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート

街づくりの理念

職商人と食商人の街 600 メートル・クラフトマンシップ・ストリート

第1 街づくりの考え方

元町仲通り地区は、恵まれた歴史や文化を身近な遺産として残し、訪れる人々に様々な発見や体験、夢や感動を与え、また住むことにプライドのもてる街づくりを目指します。

歩きながら、おしゃべりしながら、店先を眺めたり、お茶を飲んだり、犬や猫が横切り、草花の香りや美味しい食べ物の匂いが漂う、五感に訴える楽しくふれあいのある通りを実現します。

確かな手の技を持つこだわりのお店、長く住み続ける人々、通りで暮らす様々な人々の生き生きとした個性が、趣と魅力ある 600 メートルの街並みをつくり、育て、守っていきます。

第2 街づくりの基本方針

街づくりの目標を実現するために、まちの人々の理解と協力のもと、以下の基本方針に基づき、街づくりを積極的に推進します。

- 1 歴史・文化と地理的条件を生かし、急激に変化させることなく、ゆっくりと成熟し、将来、街並みそのものが財産となるような街づくり。
- 2 職と住が共存し、人々の息遣いが昼夜感じられる街づくり。
- 3 本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街づくり。
- 4 快適で親近感あふれる歩行空間と、個性的でありながら調和のとれた街並みを形成する建物によりつくられる街づくり。

第3 街づくりの推進組織

- 1 本協定を管轄する「商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート」（以下、元町CS）は、街づくりの推進と「元町仲通り地区街並み誘導地区地区計画」および本協定の適正かつ円滑な運用を図るために「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹底、街の声の反映、柔軟な対応を心がけます。
- 2 「街づくり委員会」は、元町CSの理事より 9

名以内で構成し、委員長は理事長が指名します。

- 3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。
 - ア 本協定の内容および適用区域に関する事。
 - イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関する事。
 - ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関する事。
 - エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要とする事項に関する事。
- 4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改定案をまとめ、元町CSの総会で決議することとします。
- 5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。
- 6 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「街づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
- 7 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。

第4 適用区域および対象

- 1 本協定は、横浜市中区元町一丁目 33 番地先より五丁目 214 番地先までの別添の適用区域図の区域において適用されます。
- 2 本協定は、適用区域内における事業者および土地、建物等の所有者（以下、事業者等）を対象とします。
- 3 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新築・増改築、改修・改装等を行う場合は「街づくり委員会」に事前協議等の届け出を行うものとします。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。
- 4 対象となる事業者は、元町CSに入会するとともに、街づくりの継続的発展のために、応分の費用負担をしてください。

街づくり協定(本文)

街並みそのものが財産となるように

第1 建物の用途について

[主旨・総則]

元町の特性を生かし、クラフトマンシップ・ストリートにふさわしい街づくりを推進するために、極力、物販・飲食・サービス・手づくり工房の用途としてください。

1-1) 共同住宅等

1-1-1) 共同住宅等において居住および事務所用途以外で、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。（風俗営業法第2条第7、8項）

1-1-2) 共同住宅等には集約ポストを設置し、ゴミ収集場所を確保してください。

1-2) 駐車場

1-2-1) 連続した商業の街並みを目指し、通過車両の進入を少なくし、歩行者の安全性を確保するために、元町仲通り、水屋敷通り、汐汲坂通りの通りに面した月極駐車場、時間貸駐車場の設置は原則として禁止します。

1-2-2) 遊休地の有効利用として駐車場を設置する場合、同地に建築行為を行うまでの暫定利用であることを条件に容認することができます。その場合は月極駐車場とし、時間貸駐車場は禁止します。また、地面は舗装し、垣・フェンスや屋根等の工作物を設ける場合は、道路境界線より0.5m以上後退して設置してください。

1-2-3) 本協定の適用区域内における駐車場対策については、行政および関連する組織等と協議することとします。

1-3) スーパーマーケット

元町仲通り側を荷捌きの用途のみとせず、個性あるファサードにしてください。

1-4) ペットショップ

1-4-1) 騒音・臭い等、近隣への迷惑とならないよう配慮してください。

1-4-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある動物の取扱いは禁止します。

1-5) その他

1-5-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れがある用途は禁止します。

1-5-2) 本協定に定めのない事項は、「街づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。

第2 建物の形態・意匠について

[主旨・総則]

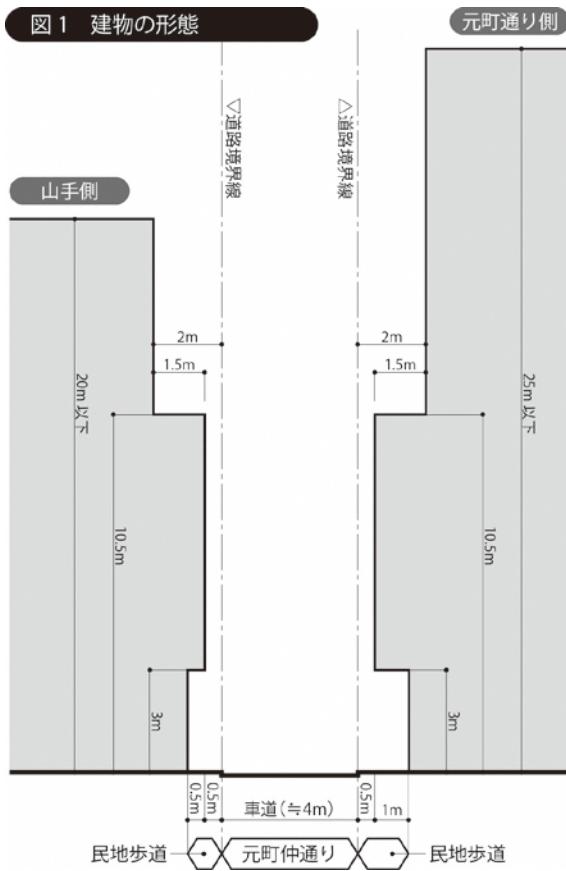
建物を新設あるいは外壁やショーウィンドウの改修・改修等を行う場合、必ず元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

建物の考え方や街へのメッセージを明示したデザインとしましょう。また、元町仲通りと元町通り双方に面した建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体のにぎわいを考慮した形態としましょう。

2-1) 建物の高さ・壁面の位置

元町仲通りに面する建物の建てられる範囲は、図1に定めた通りとします。また、道路境界線の地盤面を基準とした高さ10.5m以下の範囲は、街並みの連続性を考慮し、壁面後退部分を可能な限り揃えてください。

図1 建物の形態



2-2) 1階部分の壁面等の再後退

2-2-1) 元町仲通りに面する建物は、将来、連続した歩道空間を確保するために、1階部分の壁面を後退させることとします。

2-2-2) 壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離を、元町通り側1.5m以上、山手側1.0m以上、高さを3.0m以上とし、舗装材を滑りにくい素材とした上で、「民地歩道」と

して開放してください。また、民地歩道部分は支柱・柱のない構造とし、自動販売機や「街づくり委員会」が認めたもの以外の工作物等の設置は禁止します。

2-3)外壁のデザイン・材質・色

2-3-1) 外壁の基調色として使用できる色彩の範囲

は「元町通り街づくり協定」に準じます。但し、自然石、レンガ、タイル等の本物の素材を使用し、「街づくり委員会」の承認を得た場合はこの限りではありません。

2-3-2) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いものや、金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和がはかれる色彩としましょう。また、ガラスなど透過性の高い素材がファサードの大半を占める場合、窓貼り広告などで覆ってしまうことのないよう、ディスプレイや店舗内の通りからの見え方を工夫してください。

2-3-2) コーポレートカラーや照明等については、街との調和に配慮できるよう、事前に十分な協議を行い、「街づくり委員会」の指導に従ってください。

2-4)1階の開口部の扱い

2-4-1) ショーウィンドウ等については、店舗ならびに街の個性が創出できるよう、工夫をしてください。

2-4-2) 閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるよう、シャッター等の形状や位置、デザインを工夫し、ウィンドウ、ショウケースの見通しを可能な限り確保してください。

2-5)夜間照明

2-5-1) 夜間も安全で楽しく歩けるように、軒下に照明を設置し、日没から日の出まで点灯してください。照明の色は暖色系を推奨し、その照度は80~100ルクスとします。

2-5-2) 建物をライトアップするなど、夜間も明るく、建物の個性を楽しめるような工夫をしましょう。

2-6)建物のスカイライン等

2-6-1) 屋外設備類や住宅の洗濯物等が通りから見えないように、外壁やバルコニーの形状等を工夫してください。

2-6-2) 山手からの眺望に配慮し、屋上等に設置する設備類が見苦しいものとならないように工夫してください。また、可能な限り屋上の緑化にも努めましょう。

2-7)建物のバリアフリー化

2-7-1) 「横浜市福祉のまちづくり条例」における基準を、指定建物以外でも取り入れることを心

がけてください。（横浜市福祉のまちづくり条例参照）

2-7-2) 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーターの設置等、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障害者にも使いやすい建物、店舗としてください。

2-8)建物への電気・通信設備等の配線引き込み等

元町仲通りでは、通りの修景を図るために、電線及び電柱に共架されている有線放送、ケーブルテレビ、その他通信設備の配線が通りを横断することを禁止します。但し、交差点部分においてはこの限りではありません。

元町仲通りに面する建物で、元町仲通りの対岸から配線の引き込みが必要な場合でも、必ず交差点を経由する迂回配線を行うように、電気・通信事業者に申し送りをしてください。

第3 屋外広告物等について

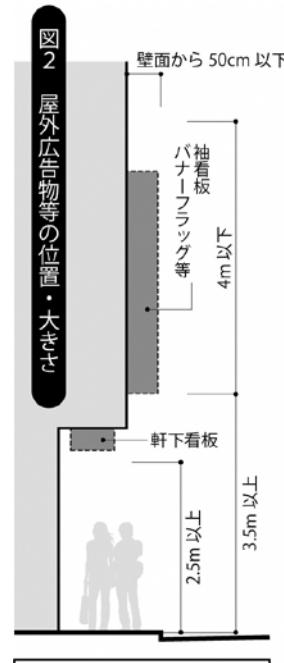
[主旨・総則]

屋外広告物等を新設あるいは改修する場合、必ず掲出の前に元町CSへ届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

クラフトマンシップ・ストリートとしての特色を創出するために、店舗の個性を活かした「絵看板」の設置を推進します。また、すべての屋外広告物は可能な限り小さくし、原色の多用は避けながらも、個性的なデザインを心がけましょう。

建物の壁面等を利用して掲出される屋外広告物の照明は、暖色系の間接照明で原色を使用しないことを基本とし、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。

自店舗以外あるいは街づくりに関連するもの以外の宣伝を目的としたものや、著しく購買欲を煽ったり、風紀を乱すような内容の屋外広告物は禁止します。（図2 屋外広告物等の位置・大きさ 参照）



3-1)袖看板・バナーフラッグ等

地上からの高さは3.5m以上、上下寸法4m以

内、建物からの出幅を壁面から50cm以内、可能な限り小さく且つ薄いものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。

数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗や建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。

3-2)軒下看板

地上からの高さは2.5m以上とします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止します。

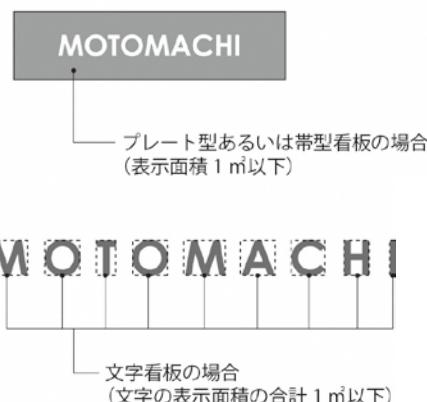
数量は原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗などの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。

3-3)壁面看板

表示面積は1m²以内とします。また、全面が発光する内照式の看板類は禁止します。（図3 壁面看板の大きさ 参照）

数量は原則として一店舗1個としますが、建物の間口が大きいなどの場合は、「街づくり委員会」と協議することとします。

図3 壁面看板の大きさ



3-4)屋上看板

屋上看板の設置は禁止します。

3-5)置き看板、ディスプレイ類

3-5-1) 道路上を使用して掲出する置き看板やディスプレイ類は禁止とし、「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。（屋外広告物法 参照）

3-5-2) 自店舗前の民地歩道上で置き看板やディスプレイ類を設置する場合、一店舗1個とし、高さ1.2m×幅60cm×奥行き60cm以内の可動式のものとし、可能な限り小さいものとします。また、地が直接発光する箱型内照式の看板類は禁止

します。

3-6)のぼり

のぼりの設置は可能な限りやめましょう。

3-7)窓貼広告、ポスター類

1m²を越える窓貼広告、ポスター類の掲示は禁止します。

3-8)映像装置類

映像・映写・点滅装置等を通りに向けて設置することは禁止します。

3-9)2階以上の店舗への誘導

2階以上に店舗がある場合、入口付近に屋外広告物が氾濫することのないよう、専用の案内看板を設けるなど、誘導の工夫を行ってください。

3-10)テント・日除け類

テント・日除け類を設置する場合、店舗の個性を活かしつつ、建物や街並みとの調和を十分に考慮したものとしてください。

第4 屋上及び街路の緑化について

屋上の緑化に努め、壁面や街路は花で飾り、道行く人々に心の安らぎを与えましょう。

第5 道路及び歩道の取り壊し等について

5-1) 民地歩道を含む道路の掘りかえし等の工事を行う場合は、事前に元町CSに届出を行い、「街づくり委員会」と協議の上、承認を得てください。

5-2) 「街づくり委員会」は届出の内容について、道路管理者と協議し、必要な助言等を得ることとします。

5-3) 工事を行う者は、自己の負担で原状に復するものとします。

第6 自動販売機・お客様利便施設等について

6-1)自動販売機の設置

6-1-1) 民地歩道部分での自動販売機の設置は禁止します。その他の場所で設置する場合は、通りに対して見苦しくないものにし、騒音やゴミの散乱に配慮してください。

6-1-2) 有害図書の販売機の設置は禁止します。

6-2)ベンチ等お客様利便施設の設置

歩行空間を除く民地側で余裕のある店舗は、ベンチ・テーブル等の設置をお願いします。

職と住が共存し、人のぬくもりを感じる街にするために

第7 オーナーが住むこと

元町仲通り地区は住むことと、商うことの共生を目指した街づくりを進めています。オーナーは可能な限り所有する建物へ住むようにしましょう。

第8 迷惑行為の禁止と注意する義務について

- 8-1) 騒音、臭い等近隣への迷惑とならないようにならしめよう。特に飲食店舗は排気フィルター等の設置をしましょ。
- 8-2) 店頭販売（ワゴンセール等）は、歩行者や車両の通行の妨げになる場合は禁止とします。
- 8-3) 客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大声を張り上げる等の行為は禁止します。（「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」参照）
- 8-4) 目に余る迷惑行為があった場合は必ず注意しましょう。

第9 営業時間、定休日、深夜営業について

9-1) 営業時間

夜の賑わいを醸成するため、午後7時以降まで営業してください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただくため、ウィンドウ内の照明は可能な限り午前0時まで点灯してください。

9-2) 深夜営業

深夜11時以降も営業を行う店舗は、近隣の店舗および住民等に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないことを心がけてください。万一、近隣から苦情があった場合は、誠意を持って対応してください。

9-3) 定休日

可能な限り年中無休で営業しましょう。また、定休日を定める場合は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。

本物を愛し、つくり手や店主のこだわりを表現できる街にするために

第10 クラフトマンシップの店づくりを目指して

オリジナル性や創造性を持ち、質の高い商品と心のこもったサービスを提供できる店づくりをしましょう。

第11 通りに対してオープンな店づくりを

道ゆく人々に店の主張を表現できる店がまえとし、

店主とお客様との会話ができる店づくりをしましょう。

第12 つくることを見せる店づくりを

ものづくりのお店は、1階部分につくり手が見える店づくりをしましょう。

街をつくり、育て、守っていくために

第13 街をつくり、育て、守っていくこと

- 13-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者はもちろんのこと、地権者、建物所有者なども元町CSへ入会し、街づくりへの協力をお願いします。
- 13-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町CSに入会することを賃貸契約上に明記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。

第14 街路及び建物の美化を

- 14-1) 自店舗前の歩車道の掃除は、近隣とお互いに協力し、毎日行ないましょう。
- 14-2) 通りに設置したプランターなどの花木は、近隣と協力して手入れをしましょう。
- 14-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を心がけましょう。

第15 イベントへの積極的な参加を

街のイベントには積極的に参加しましょう。

第16 車両交通の自主規制を

元町仲通りへの車両進入は、可能な限り少なくしましょう。

第17 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮について

- 17-1) 住民が使用する車はもちろんのこと、店主や従業員が通勤に車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣および歩行者の安全に配慮をしてください。
- 17-2) 元町地区内は全て駐輪禁止区域となっています。通勤等でバイク、自転車を使用する場合、敷地内あるいは周辺に必ず駐輪場を確保してください。

第18 防災について

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災マニュアルに従ってください。

第19 荷捌きの方法について

捌きは騒音等で近隣の迷惑とならない時間帯に行ってください。荷下ろし等で路上に停車する場合は短時間で行ない、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう注意しましょう。

第20 ゴミ処理について

各店舗から出る事業ゴミは一般廃棄物回収業者に依頼して収集するか、元町CS指定のゴミ袋を購入して、指定曜日・指定場所に出すこととします。また、前日からのゴミ出しは禁止します。

第21 占用物件等について

道路法第32条1項に規定される道路占用物件を設置する場合は、関係する行政機関における所定の手続きの前に「街づくり委員会」の承認を得てください。占用期間を過ぎた場合は放置物と見なし、除却等の対象となります。

第22 空地・空きビル等について

空地・空きビル等になった場合は、速やかに元町CSに報告し、近隣へ迷惑がかかるない様、本協定の各項目を遵守し、適切な維持管理をしてください。

附則

本協定は、平成11年5月26日より施行されました。
平成15年11月20日、一部改定、平成16年1月1日より施行。
平成21年5月26日、一部改定。
平成27年3月12日、一部改定。
令和3年9月30日、一部改定。